



認定番号 2410-121001-57

# 認定合格証

支柱用親綱

EPP-15

( EPP-12

EPP-10

EPP-8

EPP-6 )

上記の仮設機材は仮設機材認定規程第3条に基づく認定検査に合格したので  
同規程第7条により本証を交付する  
なお、認定の有効期間は認定日より1年とする

認定日 2024年10月31日

市川漁網製造株式会社 殿  
(本社工場)

一般社団法人 仮設工業会

会長 豊澤 康男





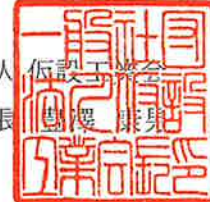
試験番号 2410-121001-5701

発行日：2024年10月31日

## 認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会

会長 豊 康 典



1 申請者	市川漁網製造株式会社
2 工場名	本社工場
3 種類、型式及び数量	支柱用親綱 EPP-15 8本
4 適用規格・基準	一般社団法人仮設工業会認定基準「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器」
5 試験実施日	2024年10月2日
6 試験場所	東京試験所
7 試験結果	

## (1) 構造

認定基準「構造」に適合している。

## (2) 強度等

認定基準「強度等」に適合している。

## (2)-1 支柱用親綱のフック及び親綱の引張強度試験

500kN 万能試験機 UH-F500kNI

供試体 No.	1	2	3	4	5
荷重11.5kN時の異常の有無	無	無	無	無	無
強度 [kN]	20.2	20.6	21.1	20.3	20.5
認定基準による値	異常の有無	破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ外れ止めの機能を維持すること			
	強度	14.0 kN 以上			

## (2)-2 支柱用親綱の強度試験

500kN 万能試験機 UH-F500kNI

供試体 No.	1	2	3	4	5
切断荷重 [kN]	44.7	45.2	45.5	44.7	45.9
認定基準による値	切断荷重 23.0 kN 以上				

## (2)-3 支柱用親綱の落下阻止性能試験

供試体 No.	6	7	8
重すい下端の垂下量が5.5m以下	可	可	可
認定基準による値	重すい下端の垂下量が支柱用親綱の取付点から5.5m以下であること		

## (3) 表示

認定基準「8表示」に適合している。

## 8 特記事項

特になし